

## 吾妻広域町村圏 振興整備組合消 防職員・介護職員 の募集について

吾妻広域町村圏振興整備

組合では、令和4年度に採  
用する職員を募集します。

(採用日 令和4年4月1  
日)

### ◆採用予定職種・人員

消防職 若干名

介護職 2名(吾妻養護老  
人ホーム勤務)

看護職 1名(吾妻養護老  
人ホーム勤務)

◆受験資格

次の①②のいずれかに該  
当し、それぞれ③、④の条  
件を満たす者。

①学校教育法による高等学  
校を卒業または令和4年3  
月卒業見込みの者。看護職  
は、学校教育法による高等  
学校を卒業した者。

②高等学校卒業程度認定試  
験合格者または令和4年3  
月までに合格見込みの者。

看護職は、高等学校卒業程  
度認定試験合格者。

### 消防職

③採用後、吾妻郡内に居住  
できること。

④平成8年4月2日から平  
成16年4月1日までに生ま  
れた者。

### 介護職

③介護福祉士または来春ま  
でに取得予定の者。

④昭和52年4月2日から平  
成16年4月1日までに生ま  
れた者。

### 看護職

③看護師または准看護師の  
資格がある人、または来春  
までに資格取得予定の者。

④昭和52年4月2日から平  
成16年4月1日までに生ま  
れた者。

### ◆試験日・内容・会場

#### 第1次試験

(群馬県町村会が実施す  
る県内町村職員採用統一試  
験)

期日 令和3年9月19日(日)

#### 内容

教養試験及び適性検査

会場 バイテック文化ホー  
ル(中之条町大字西中之条  
135)

#### 第2次・3次試験

(第1次・2次試験合格  
者を対象とする)

※介護職は2次試験まで

内容 作文・口述試験(面接)  
・体力試験(消防職のみ)

期日 令和3年10月中旬か  
ら11月下旬

会場 バイテック文化ホー  
ル 他

### ◆受験申し込み期間 令和 3年7月1日～7月30日

※受験申し込み書は、組合  
ホームページからダウンロ  
ードできます。

また、7月1日以降吾妻  
広域事務局並びに、消防職  
は消防各署、介護職・看護  
職は吾妻養護老人ホームに  
用意しています。

### ◆申し込み方法 簡易書留 または特定記録郵便(7月 30日必着)、あるいは直接持 参で吾妻広域町村圏振興整 備組合事務局へ提出してく ださい。

◆申し込み・問い合わせ先  
吾妻広域町村圏振興整備  
組合事務局 〒377-0  
425 群馬県吾妻郡中之  
条町大字西中之条135番地  
(バイテック文化ホール2  
階) ☎0279-75-4  
700

詳しくは吾妻広域町村圏  
振興整備組合ホームページ  
に掲載します。 <http://www.aga-touiki.jp/> または「あ  
がつま広域」で検索してく  
ださい。

## 令和3年度

### 税務職員採用試験

税務署や国税局で「税の  
スペシャリスト」として勤  
務する税務職員(国家公務  
員)を募集します。

### ◆受験資格

①令和3年4月1日におい  
て高等学校又は中等教育学  
校を卒業した日の翌日から  
起算して3年を経過してい  
ない者及び令和4年3月ま  
でに高等学校又は中等教育  
学校卒業見込みの者

### ◆試験の程度

②人事院が右記①に掲げる  
者に準ずると認める者

### ◆申し込み方法等

〔原則〕インターネット申し込  
み、説明に従い入力する。  
[http://www.jinji-shiken.  
go.jp/juken.html](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

### ◆受付期間(受信有効)

令和  
3年6月21日(月)午前9時  
～6月30日(水)

「インターネット申し込み  
ができない場合」  
希望する第1次試験地を  
所轄する国税局に要問い合  
わせ

### ◆試験日

第1次試験日  
令和3年9月5日(日)

### ◆合格者発表日

第1次試験合格者  
令和3年10月7日(木)

### ◆問い合わせ先

令和3年11月16日(火)

### ◆インターネット申し込み に関する問い合わせ

人事院人材局試験課 ☎  
03-3581-5311  
内線2333 午前9時  
～午後5時(土・日曜日及  
び祝日等の休日は除く。)

### ◆右記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二  
課試験係 ☎048-60  
0-3290 内線209  
7 午前8時30分～午後5  
時(土・日曜日及び祝日等  
の休日は除く。)

# 国民年金

## 第3号被保険者は配偶者の転職や退職等によっても届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

第1号被保険者になると、ご本人で国民年金の保険料を納める必要があります。必要な届け出を忘れてそのままにしておくと、未加入期間や未納期間となり、将来年金が受けられなくなったり減額されたりする場合があります。ご注意ください。

### ■配偶者が退職・65歳到達・死亡したとき

3号から1号…本人が市役所・町村役場へ届け出

### ■本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出

### ■配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)

3号の種別確認…転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出

くわしくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課 (☎0279・22・1607)

## 事業主のみなさまへ「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和3年度の労働保険(労災保険および雇用保険)の年度更新(令和2年度確定保険料、令和3年度概算保険料および一般拠出金の申告・納付)の年度更新手続きは、**6月1日(火)から7月12日(月)**までにお願いたします。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主さまへ送付されます。書類がお手元に届きましたら、期日までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

願いたします。

手続きが遅れると、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますので、ご注意ください。

### ●お問い合わせ先

群馬労働局総務部労働保険徴収室(☎027-896-4734)、または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

## ストップ 不法電波

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

### ●お問い合わせ先

関東総合通信局

○不法無線局による混信・妨害

☎03-6238-1939

○テレビ・ラジオの受信障害

☎03-6238-1945